のと里山空港若者未来応援助成金交付要綱

（目　的）

第１条　能登地域の９市町に所在する高等学校に在学する生徒に対し、学校の課外活動時にのと里山・羽田便を利用する際の運賃の一部をのと里山空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）が予算の範囲内で助成し、航空機利用の利便性等を実感することにより、マイ空港意識の醸成とともに、のと里山空港の利用促進を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第２条　助成対象者は、能登地域の９市町に所在する高等学校に在学する生徒とする。ただし、部活動等の団体は、代表者（引率教員、保護者等）が、複数の生徒の分をまとめて申請できるものとする。

（助成対象）

第３条　助成対象となる課外活動は、のと里山・羽田便を利用した次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴　学校行事等に係る研修、発表会、交流会など

⑵　部活動等に係る大会、練習試合、合宿など

⑶　大学進学等に係るオープンキャンパス、大学受験、入学手続きなど

⑷　その他、学校長が認める活動

２　修学旅行及び帰省等の個人的な旅行はこの助成の対象としない。また、前項に該当する課外活動であっても、引率教員及び引率保護者はこの助成の対象としない。

３　この助成は、令和４年４月１日（発）から令和５年３月３１日（着）までの間において、同一の者の課外活動に係る申請については、２回を限度とする。

（助成金の額）

第５条　助成金の額は、のと里山・羽田便の利用席数１席につき２，５００円を乗じた額とする。

（助成金の交付申請及び交付決定）

第６条　助成を受けようとする者は、旅行出発日の１４日前までに、別記様式第１号に必要書類を添えて、協議会に対して交付申請を行うものとする。

２　協議会は、交付申請を受け、交付申請の内容が適当であると認めた場合には、別記様式第２号により交付決定を行うものとする。

（助成金の交付請求及び交付）

第７条　助成の交付決定を受けた者は、旅行終了後２１日以内に別記様式第３号（実績報告書）及び記様式第４号（助成金請求書）に必要書類を添えて協議会に交付請求を行うものとする。

２　協議会は、交付請求を受け、交付請求の内容が適当であると認めた場合には、請求書の受理日から３０日以内に、助成金の交付を行うものとする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。